

平成26年6月1日施行

客引き・スカウト行為等は

客引きをしない・させない・ついていかない



禁止される行為

何人も、道路、広場その他公共の場所において、以下の行為が禁止されます

客引き・客待ち (新規規制)

居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ホストクラブ、その他風俗店等への客引き行為と、その客引きをする目的で客を待つ行為

スカウト・スカウト待ち (新規規制)

キャバクラ、ファッションヘルスでの勤務や、アダルトビデオへの出演等のスカウトと、スカウトをする目的で客を待つ行為

つきまとい勧誘行為 (平成15年から禁止)

業種に関わらず、拒絶の意思を示している者に対し、その身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等執ように勧誘を行う行為

市民の方は…

客引き・スカウト等はきっぱり断り、ついていかないようにしましょう

事業者・従業員の方は…

客引き・スカウト等の行為をしてはいけません
また、事業者の方は従業員にさせてはいけません



対象区域は八王子市全域です

防止重点区域

八王子駅周辺の「防止重点区域」では、「客引き行為等防止指導員」「生活安全・安心指導員」による指導を行います





通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ホストクラブ、ファッションヘルス、ガールズバー、テレクラ等へ、声掛け等により客となるように誘う行為が禁止されます



通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、キャバクラ、ホストクラブでの勤務や、アダルトビデオへの出演等について、声掛け等により勧め誘う行為が禁止されます。

① 客引き行為

② スカウト行為

客引きをしない・させない・ついていかない



客引き・スカウトをする目的で客・相手を待つ行為が禁止されます



業種にかかわらず、拒絶の意思を示している者に対し、執拗に勧誘を行う行為が禁止されます

③ 客待ち スカウト待ち

④ つきまとい 勧誘行為

客引き行為等に該当しないもの

警察の許可を得て、不特定多数の人にティッシュ・チラシ等を配布することは本条例では禁止されていません

ただし、ティッシュ・チラシ等を配りながら①～④を行うことは、客引き行為等として禁止します



不特定多数の人に呼び掛けることは、本条例では禁止されていません



上記は、改正された八王子市生活の安全・安心に関する条例の説明です。客引き等の行為が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」または、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」にも抵触する場合は、警察により検挙され、罰則が課せられます。

八王子市防犯課 042-620-7395 (平日8:30～17:00)

八王子警察署 042-645-0110 高尾警察署 042-665-0110 南大沢警察署 042-653-0110